平成２７年（フ）第３５６号
横浜市旭区笹野台３丁目48番10号　桜井荘１Ｆ
債務者　小松　昭義
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５７号
横浜市旭区笹野台３丁目48番10号　桜井荘１Ｆ
債務者　小松タカノ
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1132番地２、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2740番地２
債務者　松浦　健一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　瑛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第８４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1132番地２
債務者　松浦　節子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　瑛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第７５号
栃木県栃木市大平町西水代2754番地５
債務者　国分　直男
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩瀬　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１３号
長野県飯田市駄科468番地
債務者　下平　宜嗣
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１９号
長野県飯田市時又157番地20
債務者　佐々木義秋
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　慎司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１０号
北海道旭川市２条通19丁目1337番地の１　ラシアール２条通303号室
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
秋田県秋田市横森２丁目７番30－３号、前住所秋田県湯沢市稲庭町字稲庭224番地
債務者　西田屋タイヤ修理所こと　佐藤　重美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第６２号
秋田県秋田市横森２丁目７番30－３号、前住所秋田県湯沢市稲庭町字稲庭224番地
債務者　佐藤千惠子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５４号
宮城県岩沼市桑原４丁目５番10－203号
債務者　本間　護
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
福島県いわき市内郷高坂町桜井70番地の２
債務者　小林　寛之
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４２８号
茨城県鉾田市下冨田913番地24
債務者　富樫　久
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５４号
茨城県那珂市津田2571番地４　ビューハイツ後藤Ｂ棟103号
債務者　永井　優
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５６号
茨城県水戸市堀町1085番地の５
債務者　相沢　洋行
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１５号
千葉県君津市下湯江120番地１
債務者　石井　敏博
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部